令和４年度第１回山陽小野田市人権教育推進協議会　議事録

○　日　　時　令和４年７月８日(金曜日)　午後２時００分から午後３時００分まで

○　場　　所　厚狭地域交流センター　２階　第１研修室

○　出席委員　合原　智子委員、浜崎　洋子委員、間恵　満貴委員、大池　浩三委員、
安武　宏典委員、佐近　寛子委員、伊藤　博通委員、杉本　善行委員、
長岡　忠男委員、村田　茂輝委員、平野　唯男委員、大場　清春委員、
冨永　晋委員、　藤井　慎一委員、草田　和枝委員、荒川　英良委員、
中村　尚子委員、西岡　フミエ委員

○　事務局及び出席者
社会教育課　　４名（舩林課長、來嶋係長、縄田主事、藤上主事）
市民活動推進課　２名（河上課長、藤永係長）
学校教育課　　１名（近江係長）

○　会議次第
１　辞令交付
２　社会教育課長あいさつ
３　事務局紹介
４　協議
（１）山陽小野田市人権教育推進協議会規則について
（２）山口県人権推進指針について
（３）令和４年度山陽小野田市人権教育推進の基本方針及び努力点について
（４）今年度の人権教育推進計画について
（５）人権教育事業計画書・報告書について
（６）その他
５　会長あいさつ

事務局　失礼します。定刻になりましたので、ただ今より、令和４年度第１回山陽小野田市人権教育推進協議会を開催いたします。私は事務局の來嶋孝明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、要項です。昨年度の人権に関する作品の優秀作品が表紙に印刷されているものです。次に山口県人権推進指針。それから３つ目、昨年度の実績報告です。オレンジ色の冊子になります。そして最後に人権講座のチラシ、その裏に来週の火曜日に本市で平和のつどいを開催いたします。講師の箕牧先生は現在広島県の原爆被害者団体協議会の理事長をされている方です。昨年度から竜王中の講演会にお越しいただき、本市とのお付き合いがある方になります。こちらですが、高千帆中学校区の方に御案内を差し上げております。講演会は中学校での開催ですが、中学校の方がコロナ対策、熱中症対策ということで体育館に一部を入れて、残りは教室でオンラインにするそうなので、地域の方には高千帆地域交流センターの方にお越しくださいとお伝えしております。委員の皆様もお時間が許しましたら、ぜひお越しください。そして最後に、人権の花運動についてまとめたものが１枚ございます。資料の方は以上となります。
それでは、会に先立ちまして今年度より、本協議会の委員になられた方に、辞令の交付をいたします。今年度より、委員になられた安武委員と長岡委員は、社会教育課長が前に参りましたら御起立ください。
＜辞令交付＞
事務局　ありがとうございました。どうぞ１年間よろしくお願いいたします。
それでは会議に戻ります。本協議会は、山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等に属しますので、会議の公開に関する要綱により、議事録を市ホームページで公表させていただきますことを御了承ください。
続きまして、舩林社会教育課長より御挨拶申し上げます。
＜社会教育課長挨拶＞
事務局　それでは今年度は委員の方の交代もありましたので、委員の皆様に御起立いただき、所属とお名前の方を自己紹介という形でいただけたらと思います。
＜委員自己紹介＞
事務局　ありがとうございました。事務局の方も、異動により変更がございますので、自己紹介をさせていただきます。
＜事務局自己紹介＞
事務局　それでは、早速、議事に移ります。ここからは、大池会長にお願いいたします。

委員長　はい、失礼いたします。昨年度に引き続き、会長を務めさせていただきます。大池です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って議事を進めさせていただきます。
議題 1、山陽小野田市人権教育推進協議会会則について、事務局からお願いします。
事務局　はい、それでは要項３ページをお開きください。こちらの規則の方の説明を簡

単にさせていただきます。第 1 条に山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例、第 3 条の規定に基づき、山陽小野田市人権教育推進協議会の組織運営その他必要な事項について定めるものです。山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例から抜粋したものを枠の中に入れて記載しております。第 2 条、本協議会委員は 22 人以内で、社会教育関係団体代表、学校代表、企業代表、自治会代表、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱または任命をさせていただいております。委員の任期は 2 年で、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとなっております。欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。また、委員の過半数の出席、そして出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによるとなっております。以下、意見聴取、結果の報告、庶務等について記載されております。以上です。

委員長　はい、ありがとうございます。山陽小野田市人権教育推進協議会規則についての説明でございました。

では議題 2 に移ります。山口県人権推進指針について、こちらも簡単に説明をお願いします。

事務局　皆様の方に先ほど紹介いたしました、山口県人権推進指針、こちらのほうを確認していきたいと思います。まず開いて、1 ページを御覧ください。1 ページに指針の趣旨が書かれています。この指針の趣旨の下から 4 行目、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成 14 年 3 月に策定されているというふうに書かれています。心豊かな地域社会というこのキーワードは、この推進指針の表紙にも書かれるところであります。続きまして 6 ページをお開きください。6 ページを開くとキーワードというところがあります。基本理念は、人間尊重ですが、この部分にも先ほど言いました、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会というフレーズが入っています。この指針の中でもですね、特に強いメッセージというのが、読み取ることができるかなというふうに思います。今まさに集まっている皆様方の、お力添えをいただきながら、心豊かな地域社会これを目指すための指針であるというふうに理解をしております。基本理念の人間尊重に基づき、総合的に人権に関する取組を推進するため、三つのキーワード、自由、平等、生命、この三つを掲げています。この部分にも、地域社会のことや、地域づくりのフレーズ、こういったものが出てきております。11 ページ、右を御覧ください。先ほど、課長の挨拶にもありましたが、山口県は 16 の人権課題を、分野別施策の推進として、取上げております。上から男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題等々ということで、16 の人権課題が挙げられています。平成 28 年に、人権に関わる新しい三つの法律、差別解消法ができました。昨年度第 1 回の会議で御説明させていただいたので、ここでは、名前だけ確認をさせていただきたいと思います。平成 28 年 4 月に障害者差別解消法、6 月に、ヘイトスピーチ解消法、12 月に部落差別解消法、この 3 つの法律が出来ました。それでは 15 ページをお開きください。15 ページに、子どもの問題という部分があると思います。子どもの

人権についての記載がこちらにありますが、まず初めに、児童福祉法というものが、最初の行に出てくるかと思います。この法律は、1947 年に制定され、今日まで、何度も時代の潮流に合わせて形を変え、改正が繰り返されている法律です。ちょうど 1 か月前の先月、6 月 8 日にも、参議院のほうで、全会一致で改正法が成立したところです。内容については課長も申しました。一時保護に関して、裁判所は、必要性を判断する手法審査、これが導入されたことが大きいかなと思います。施行につきましては、再来年 4 月というふうに聞いております。また、2020 年 4 月に施行された改正児童福祉法並びに改正児童虐待防止法では、親権者の体罰禁止ということが定められました。親権者においても、体罰、禁止されたことが法律によってはっきりと明記されております。これは当然ながら、しつけ名目も禁止ということになります。しかしながら、民法のほうでは、懲戒権という記載がございます。こちらのほうも、現在、議論が急がれているところですが、この秋の国会で、民法の懲戒権という表記について協議されるということを聞いております。今後動向等に注目いただければと思います。それから、子どもの人権について、最近マスコミ等で耳にすることが多いと思います、ヤングケアラーについても、先ほど課長の挨拶にありました。ヤングケアラーについての研修会は大変増えております。今後ですね、マスコミ等報道もますます増えるのかなと思っております。時間の関係でこれ説明出来ませんが、この指針には、県民地域社会のそれぞれの取組や、あるべき姿が描かれています。人権教育や啓発において、委員の皆様のように、人権教育について自主的な取組を活性化していただく方々の役割が大変重要となってきます。その他のページにつきましても、お時間あるときに、ぜひ御一読いただけたらと思います。人権推進指針の説明は以上です。

委員長　はい、ありがとうございます。山口県人権推進指針についての説明でございました。それでは、議題 3、今年度の山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　失礼します。それでは、要項の 4 ページを御覧ください。こちらが、本市の人権教育推進の基本方針及び努力点についてということになります。基本方針は、一人ひとりが基本的な人権の意義や、人権尊重の理念について、正しく理解し、実践的な人権感覚や豊かな感性を身につけ、全ての人々の人権が尊重された、心豊かな地域づくりを進める、市民の育成を図ることとしています。そのために、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が、正しく身につくよう、人権教育を総合的かつ効果的に推進する。本市人権教育の推進に向けては、先ほど読みました山口県人権推進指針を根本に据え、進めていくこととする、というふうになっております。具体的な取組としてその下、3 を御覧ください。こちら学校における取組として、3 具体的取組と書かれていますが、1 関わり合いを重視した人権教育の推進、2 人権課題に対する人権教育の推進、3 教職員の研修機会の充実、こういったものを具体的な取組として、並べております。5 ページを御覧ください。これは学校ではなくて地域社会における取組として、3 下のほうに四つの具体的取組を挙げております。1 の（1)、

本協議会です。山陽小野田市人権教育推進協議会委員との連携、(2) 地域協育ネットにおける学校、家庭、地域一体となった総合的な推進。(3)地域、企業等への人権教育、(4) 市民活動推進課との連携、協力こちらの方、を具体的取組として挙げております。基本方針及び努力点については以上です。

委員長　はい、ありがとうございます。山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点について御説明ございましたが、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、なければ、議題4、今年度の人権教育推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　はい。それでは、続きまして要項6ページとなります。こちらのほうが、令和4年度の人権教育推進計画となっております。まず1番上に本協議会、人権教育推進協議会の開催ということで、第1回から第3回を挙げております。第1回は本日、7月8日、第2回を10月から11月頃、第3回を2月に予定しています。次回の2回目の会議では、人権に関する作品から、優秀作品を選考する予定です。第3回は1年間の反省と次年度の方針について御協議をお願いしたいと思います。次に、人権の花運動と市の人権講座、ヒューマンフェスタについて書かれていますが、後程、市民活動推進課より説明がありますので、ここでは割愛させていただきます。その下に行きまして、人権教育研修会、10月13日、こちらを御覧ください。これはですね、本協議会の委員の皆さんを対象にした研修会となります。今年度は、山口市名田島にある、山口南総合センターで開催の予定です。現地までの移動手段として市マイクロバスの利用等を予定としておりますが、この時期にそのバスの使用が集中するため、利用が難しいという場合もございます。また、期日が近づきましたら、御案内いたしますので、お時間の許す方はぜひ御参加いただけたらと思います。それから人権フェスティバルですが、今年度も会場型、会場に集まってという形では開催されないそうです。かわりに、ホームページ上での特設サイトを作っての開催というふうに、県の人権対策室から聞いております。ここまでで社会教育課の方からの説明は以上となります。

委員長　ただいま人権教育推進計画について御説明がありましたが、ここまでで何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

委員　10月13日（木）の予定時刻は決まっていますか。

事務局　正確な時間は決まっておりませんが、午後と聞いております。

委員長　そのほかございませんか。よろしいでしょうか。なければ、人権講座とヒューマンフェスタ山陽小野田について市民活動推進課より説明をお願いいたします。

事務局　失礼します。市民活動推進課　河上です。よろしくお願いいたします。それでは、当課の人権啓発事業について、御説明いたします。主な事業といたしましては、人権の花運動、人権講座、ヒューマンフェスタの3事業となります。いずれも、法務省の委託事業でございまして、山口県から再委託という形で、当課が委託を受けて実施をしております。市民活動推進課、社会教育課、そして、人権教育推進教育協議会による共催のもと、人権啓発活動地域ネットワーク協

議会の皆さんと一緒になって実施をさせていただいておるところでございます。まず、人権の花運動について、御説明をいたします。配付資料のうち、令和４年度人権の花運動、写真の入った資料を御覧頂ければと思います。人権の花運動につきましては、当協議会の会長でおられます草田さんに会長を務めていただいております。人権擁護委員協議会の皆さんと、一緒になって行う事業でございますが、人権の花であるひまわりの育成を通じて、豊かな心を育むことを目的に、毎年、市内の２つの小学校を対象として取り組んでおるところでございます。昨年度は、小野田小学校と高千帆小学校に御協力をいただきました。今年度は、須恵小学校と厚陽小学校が対象となっております。須恵小学校は４月 28 日、厚陽小学校は５月２日に、それぞれひまわりの種の贈呈式を開催させていただき、本市の人権擁護委員さんよりひまわりの種と人権まもるくんとあゆみちゃんの置き人形、これらを贈呈したところです。いずれも学校のペースに合わせて、ひまわりの育成に取り組んでいただいておるところでございます。次に、人権講座でございます。様々な人権課題をテーマといたしまして、例年夏頃に４回の講座を開催しているところでございます。これまでは、地域住民を中心に、150 名程度の御参加をいただいておりましたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、Ｚｏｏｍによるオンライン講座として、2 月に実施をさせていただいているところでございます。今年度の人権講座につきましては、配付資料の、人権講座案内チラシを御覧いただければと思います。今年度は、8 月、9 月に、感染症対策として、会場参加人数を少なくするとともに、Ｚｏｏｍによるオンライン配信を併用して実施をしていきたいというふうに考えております。講座の日程や概要は、資料のとおりでございますが、本日、御出席の各団体の皆様方にも、先日、直接御案内をさせていただいているところでございます。大変御多忙のところと思いますが、参加について、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。最後に、ヒューマンフェスタでございます。こちらは、市内の文化ホールを会場としたイベントとなっております。人権に関する講演会のほか、子どもたちによる人権啓発作品の展示、表彰式等を行っております。昨年度は感染症拡大防止のために、講演のみを１月に実施をさせていただきました。今年度は、今のところ 12 月に開催できればというふうに考えております。また今後のコロナ感染状況をしっかり重視しながら、検討してまいりたいと思っております。以上が市民活動推進課の人権啓発事業となります。申し上げました事業に関しましては、当人権教育推進協議会と共催で実施をさせていただいております。皆様方と一緒に人権啓発に取り組んでまいりたいと思いますので、御協力の程よろしくお願いいたします。以上です。

委員長　はい、ありがとうございました。市民活動推進課より人権の花運動、人権講座、ヒューマンフェスタ、以上３点について御説明がありました。何か御意見御質問がありましたら、お願いいたします。

委員　人権講座の受講についてお聞きしますが、会場参加は基本的に１名になっていますが、これ以上は絶対に不可能なのですか。というのが、去年オンライン参加を呼びかけたのですが、不評でして、会場に直接行った方が良いというのが

圧倒的に多かったです。どこの協議会もそうかもしれませんが、例えば２名とか３名というのは無理なのでしょうか。

事務局　はい。目安として１名としておりますが、それが２名とか３名になっても対応はさせていただきます。ただ、あまり全体で多くなるようであれば、先程申し上げました、コロナの感染防止対策の関係でお断りすることがあるかもしれませんが、とりあえず２名３名とお申込みいただければ大変助かります。

委員　ヒューマンフェスタについてですが、オンラインでやるのはいいのですが、地域交流センターのテレビに映るようにできないのですか。

事務局　厚狭地域交流センターと小野田地域交流センターはできるのですが、他の地域交流センターはオンラインの環境が整っておりませんので、現在のところはできません。ただ、人権講座だけではなくて、様々な取り組みが地域交流センターで配信されるような環境を作っていこうという話がありますので、皆さんの言われるような環境を作って行こうと思います。ありがとうございます。

委員　人権講座ですが、オンラインでのやり方について説明をいただければと思います。

事務局　オンラインについてですが、昨年の人権講座はオンラインで開催させていただいたのですが、Ｚｏｏｍというアプリケーションを使いまして、講座を配信させていただく形になります。申込用紙にも書いておりますが、オンラインで参加いただく場合は、メールアドレスを書いていただくようお願いしております。お申込みいただいた方についてはそのメールアドレスに対してＺｏｏｍミーティング ID やパスワードをお送りさせていただきますので、パソコンやスマートフォンを使って講座を受けていただく形を考えております。
必要があればＺｏｏｍの使い方等のマニュアルがありますので、申し込みをされた方に対して、お配りさせていただけたらと思います。

委員　できれば、QR コードぐらいで簡単に出来たらと思います。

委員長　では検討をお願いいたします。その他に何かありませんか。それでは、各地区、公民館、学校、企業等の取組とその他の活動について説明をお願いします。

事務局　はい、失礼します。まず、各地区、公民館、学校、企業等の取組の方から説明します。こちらは皆様にお渡ししております、令和３年度の実績のことになります。こちらの方ですが、毎年各地区、各地域交流センター、各学校、各企業等から年度末に向けて行われた内容について御提出をいただき、こういったものを作成しております。こちらの方ですが、ぜひ地区の様子や、他の学校の様子等を確認していただいて、こういった内容を人権教育で使われているんだなとか、こういった講師の方がいらっしゃるんだなというのをぜひ、参考にしていただければと思います。それからその他の活動についてですが、人権に関する作品の募集は今年度も行います。市内の小・中・高等学校の児童生徒に標語とポスター、それから一般の方には標語を募集というのを今年度も行っていきます。第２回の本協議会でまた委員の皆様に選考について御協力いただけたらと思っております。それから、6 ページの推進計画の一番最後に平和のつどいについて記載しております。先ほど申しましたように、来週の７月 12 日火曜日

に高千帆中学校において行われます。毎年 6 中学校のうち 2 校ずつ回っております。今年度のもう 1 校が厚陽中学校となっております。こちらの方は 11 月予定と記載しておりますが、期日が先日決定しまして、11 月 18 日に開催予定としております。こちらの方も中学生のみならず、ぜひ地域の方にも御案内をしたいと考えておりますが、今回の高千帆中学校のケースのように、コロナ等の関係によっては、その他の会場で御案内するということがあるかもしれません。また追って御案内いたします。それでは各地区、公民館、学校、企業等の取組とその他の活動については以上です。

委員長　はい、その他市民活動から何かありますか。

事務局　いいえ、特にありません。

委員長　その他御質問等がございますか。なければ、議題 5、人権教育計画書と報告書についての説明をお願いします。

事務局　はい、資料 4、7 ページになります。こちらの方が先程説明しました、学校や企業によってそれぞれ形式は異なりますが、このようなものの提出をお願いしております。そしてこちらを事務局でまとめ、報告書を御提出いただいたすべての団体の皆様にお渡しをしております。今年度もこのようなものを作成しようと思いますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。なお、地区委員の皆様につきましては、補助
金の関係で今年度も説明をしたいと考えておりますので、この協議会終了後、後ろの方にお集まりいただけたらと思います。よろしくお願いします。それでは資料 4 については以上となります。

委員長　それでは、議題 6、その他に入ります。全体を振り返ってみて、御質問・御意見等がありましたらお願いします。なければ議題は以上です。皆様の御協力によりスムーズに進行が出来ました。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をもどします。

事務局　大池会長、誠にありがとうございました。それでは、終わりの挨拶を、再びですが、大池会長お願いいたします。
＜会長挨拶＞

事務局　ありがとうございました。今後とも御協力の程よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和 4 年度第 1 回山陽小野田市人権教育推進協議会を終えたいと思います。皆さま、お疲れ様でした。